

- (1) 監督機関はカジノのゲーム運営を規制するため、ゲーム令を発する。この場合、特に以下の事項が規定される。
- 1 いかなるゲームがどのようなルールで行なわれるか、特に賭け金の限度、配当の確定方法および支払方法。カジノが損失を蒙らないゲームにおいては、カジノに支払うべき金銭に関する条件とその額
 - 2 どの時間帯にカジノが開かれ、どのゲームが行なわれるか。
 - 3 カジノ入場料が徴収されるか、される場合にはその金額
 - 4 ゲームに参加する資格を調査するためどのようなデータ及び証明を入場者に要求するか
 - 5 入場者リストにどのようなデータを記録するか、このデータを権限のない者の侵入からいかに保護するか、このデータをいつ消去するか
- (2) ゲーム令及びその他ゲームの運営を規制するすべての決定はカジノの入場口及びゲーム室内にはっきり目に見えるよう掲示されなければならない。

11条 チップ

- (1) カジノ場の従業員は、その者の行為を考慮してなされる贈与あるいはこれに類似した出捐、特にいわゆるチップの類、を受け取ってはならない。
- (2) 次の場合は第1項で禁止された出捐にあたらない；出捐がカジノの客によってカジノ場の従業員に対して、従業員全体もしくはその一部あるいはカジノ場のためにまたは特定の目的なしに与えられ、当該従業員によって遅滞なくそのような出捐のために設置された容器に納入される場合。この出捐は、カジノの客によって直接容器に納入される出捐と同様に、出捐者の意図に関わりなくカジノ事業主の収入となり、従業員に要する経費に充てられる。
- (3) 第1項の禁止は、ゲームの進行に関わらない業務に従事する者に対する通常のチップには適用されない。

12条 監督

- (1) カジノ事業体は財務省とその指定する機関による監督に服する。
- (2) 監督の任務はカジノ運営より生ずる危険から公共の安全と秩序の保証、カジノ運営に適用される法令、第2条第7項及び第8項に基づく条件の遵守、額並びに期限を守った税の徴収にある。
- (3) 監督機関は第1項及び第2項に規定された任務を遂行するに必要な指示を行い、また、他の処置をとることができる。特に次の権限を有する。
- 1 カジノの運営全体の監視及び調査
 - 2 カジノの運営に供される空間へ立ち入ること、調査及び検査を行なうこと、カジノの営業上の書類を閲覧すること

3 いつでも、カジノの営業全体の情報を求めるこ

第1項及び第2項の任務を遂行するため、監督機関は第三者を使用することができます。第2号による授權は、憲法の住居の不可侵權（基本法第13条、ベルリン州憲法第28条第2項）を制限する。

- (4) カジノ事業主は監督機関に各営業年度終了後6ヶ月以内に公認会計士の審査を受けた決算書を営業報告書、チップ決算報告及び公認会計士の審査報告書とともに提出しなければならない。
- (5) 公認会計士はベルリン会計検査院の同意を得て任命される。

13条 罰則

- (1) 故意又は過失により次の行為をした者には罰則を課する。

（以下省略）

2 カジノと州法

なぜ、刑法の禁止を解除する営業法が連邦法で、カジノの根拠法が州法なのか不審に思われる向きもある。その理由はドイツ基本法(Grundgesetz)の解釈とカジノ「営業」という活動の特殊性にあると思われる。

ドイツ基本法は、立法権限について、連邦に専属する事項、連邦と州が競合する事項、及び連邦が大綱的規定のみを制定し詳細は州に任される事項を列挙しており、基本法が何らかの種類の立法権を明示的に連邦に与えていない事項については州が立法権を持つこととしている。営業(Gewerbe)関係の事項は基本法第74条第1項第11号により連邦と州の競合事項とされている。競合事項は連邦の立法が優先するので、連邦が営業法を制定していれば、州がこれに反する州法を制定する余地はない。ところが、カジノ「営業」については、基本法が明示的に連邦に立法権を与えていない、従って、州の専属的立法事項に属するという解釈が基本法成立以来固まってきたのである。その理由については、次のことだと推測される。

営業法は、行政に公共の利益のためある種の営業に対して必要な制限を課す権限を与えた（ゲームセンターのように、一般的禁止を課したうえで、許可事項とする制限形態は、最も強い規制である）法律である。しかし、営業法の規制枠を前提として、営業の自由の原則は貫徹しており、基本的に何人でも営業活動を行えるたてまえである。ゲームに関する営業法の許可も要件さえ満たされれば許可を与えなければならない義務的許可(gebundene Erlaubnis)とされている。

ところが、カジノ「営業」はこのような営業の自由が機能する領域とは考えられない。カジノ「営業」は公の機関の有する特権であり、その権利を民間に与えることも可能であるが、誰に与えるかは与える側の自由な裁量なのである。もちろん、カジノの「営業権」

を民間に与えることを定める法律で行政側の裁量を縛ることになるが、カジノ「営業」の特権たる性格は変わらない。このことを端的に示すのが、ブランデンブルグ州やベルリン市のカジノ法である（他州のカジノ規制の態様は更に研究を要するが、基本的な考え方は変わらないと思われる。）。前者については第1条で同州ではカジノを3つまで許可できるとしている。後者も第1条でカジノは2つまでと規定している。言い換えれば、要件さえ満たせば誰でも自由にカジノ市場に参加できるわけではなく、法律で定めた数までしかカジノを「営業」させないのである。また、ベルリン市（特別扱いとして、州と同格の法的地位に立っている）の「カジノ法 (Gesetz über die Zulassung öffentlicher Spielbanken in Berlin)」に根拠を置く命令 (Spielordnung) をみるとカジノ「営業」を許可された Spiel Bank Berlin Gustav Jaenecke GmbH & Co.という特定の有限合資会社を主体にして様々な権利義務関係を定めているのである（資料5に原文と訳文を掲げた。）。また、もう1つのカジノ会社に対してもほとんど同じ内容（プレーできるゲームの種類と開業時間が若干違っている）の命令が存在している。法規は、通常、抽象的一般的な規範であるが、ベルリン市のカジノ会社に関する2つの命令は全く性質が違う。むしろ、個別の処分行為に近い。カジノの許可は、市(州)の特権を特定の民間企業に享受させるものであり、規制内容も平等の原則に拘束されないと考え方によれば違ったのではないかと思われる⁸⁾

このようにカジノ「営業」は営業の自由の原則が働く営業 (Gewerbe) ではなく、公の機関の特権だとすると、ドイツ基本法でいう競合事項ではないこととなる。従って、同法で明示的にカジノ「営業」を連邦の管轄に属せしめる条項はないこととなるので、カジノ「営業」は州の専属的管轄事項であると解されるのである。

3 ドイツのカジノ規制の歴史

もちろん、ドイツのカジノの許可がずっと以前から州の権限であったわけではない。ビスマルクの帝政以来、ドイツはカジノを禁止する態度をとってきたが、ナチス時代の1933年、カジノ法 (Spielbanken Gesetz 1933年7月14日) によって、内務省が、7万人以上の観光客が訪れるうち15%以上が外国人であり、しかも、外国のカジノが近くにある地域に限ってカジノの開設を許可することとなった。第2次大戦後、それ以前の法は基本法に違反しない限り連邦法として存続し、連邦法の立法権限に含まれない法は州法として存続することとされたので、カジノ法も州法として存続している（内容は変更を被っている）。これに基づいて、各州は、カジノ許可に関する詳しい法律を定めているのである。ただ、カジノに関する連邦法も残っている。それは、1938年の法律であり、税金に関する規

8) 数は不明であるが公営のカジノを設置する州も多いという。民間から公営に転じた例もある。カジノ「営業」が公的機関の特権だとすれば、公営の方が原則になるのかもしれない。

定が含まれている。⁹⁾

第4 ゲーミングに関するその他の特別法

営業法、州のカジノ法のほかに、刑法の禁止規定を解除する法律として重要なものは、「競馬およびロッテリー法 (Rennwett- und Lotteriegesetz 1922年4月8日)」である。この法律は競馬による賭けを認めた連邦法であるが、ロッテリーの実施については、州も詳しい法律を定めている。ベルリン市を例にとると「Verordnung über die Genehmigung öffentlicher Lotterien und Ausspielungen(1937年3月6日に成立したナチス時代の法律であるが、戦後、カジノ法と同じく州法として効力を有している)」により、公益を目的としたロッテリーに限って許可できることが規定されている。これに基づいてベルリン市は「Gesetz über die Deutsche Klassenlotterie Berlin und die Stiftung Deutsche Klassenlotterie Berlin」という法律で特定の財団にロッテリーの開催を認めている。また、ブランデンブルク州には「Gesetz über öffentliche Lotterien, Ausspielungen und Sportwetten im Land Brandenburg」という法律があり、いわゆるスポーツくじの開催を認めている(他にもスポーツくじを認める州はいくつかあるようである)。

ゲーミングに関しては州の権限が大きいことが分かるが、ロッテリーやスポーツくじの開催者は各州においてそれぞれどのような地位に立っているのか今後の更に調査を深めたい。

第2節 フランス

第1 フランスの賭博罪・富くじ罪

フランスには、ドイツと同様に刑法典があるが、賭博罪の規定はない。正確には、過去にあったのであるが、1994年に新しい刑法典ができた際に削除されたのである。しかしながら、賭博罪がなくなった訳ではない。刑法典から賭博罪が消える前から存在した2つの法律に移管されたのである。1つは、「賭博に関する法律(Loi relative aux jeux de hazard 法律83-628 1983年7月12日)」、もう1つは、「富くじの禁止に関する法律 (Loi portant prohibition des loteries 1836年5月21日)」である。

⁹⁾ 1938年の法律が依然として連邦法であるのは、税の規定があるからだと思われる。「基本法105条によれば、連邦が財政に関して専属的立法権をもつのは関税と専売だけであるが、全部もしくは一部が連邦の収入になる租税、または州の個別的処理に適さない租税については、連邦が競合的立法権をもつものとされている」と「ドイツ法入門（マルチュケ、有斐閣）88p」は記している。現在は、連邦がカジノに関する税の権限を州に委ねている。